

役員選出に関する要項

令和6年3月25日改定

第1条（目的）

本要領は本会役員を選出する方法を定めることを目的とする。

第2条（役員の設定）

本会の役員は、理事と監事により構成され、定員は定款第18条に定めるところによる。

第3条（役員を選出）

理事は、社員の選挙並びに新代表理事の推薦により選出する。選挙および推薦で選出する理事の定数は、理事会において決定する。監事は、新代表理事の推薦により選出する。

2 選挙により選出される理事：

- ① 被選挙資格者の立候補により選挙にて選出する。
- ② 選挙は本会が運用する電子選挙システム（以下、システム）を利用し実施する。
- ③ （被選挙権の資格）被選挙資格者は、当該理事選挙で選出される新理事の任期の開始日（以下、基準日という）において個人正会員または団体正会員の指定代表者と団体内会員、理事会で被選挙権を認められた準会員である者とする。当該会員には基準日において会員となることが決定している者を含む。（よって、理事選挙施行日において会員であっても、基準日において会員の退任が決定している者は、被選挙資格を有さない）。ただし、当該理事の就任年度の4月1日現在に満69歳以上の者は、被選挙資格を有さない。
- ④ （告示）立候補受付締め切り後、立候補者一覧をシステムに掲載する事により告示し、期間中に立候補の辞退を受け付ける。
- ⑤ （投票）
 - ・ 選挙資格者は基準日において社員である者とする。
 - ・ 当該社員には、新理事就任の開始日において社員となることが決定している者を含む。
 - ・ 選挙資格者は、システムを利用し期間内に投票を行う。
 - ・ 投票は全国区のみとし、選出人数の連記とする。ただし、選出人数以下の不完全連記は有効とし、選出人数を超える連記の票は全員無効とする。
 - ・ 投票は本人限りとし、他人のIDを使用して投票した場合には不正とみなし投票を無効とする。また、本投票が白票または無効の場合は有効投票数に含まない。
- ⑥ （当選者の決定）得票数上位者から当選者を決定する。得票数が同点となった場合は、選挙管理委員会の実施する抽選により当選者を決定する。
- ⑦ （信任投票）選挙において立候補者が選出人数以下の場合、当該選挙は信任投票とする。

「信任」、「不信任」のいずれかに投票し、有効投票数の過半数の信任により当選とする。

3 推薦により選出される理事および監事：

- ①（対象者）推薦の対象は、理事選挙において当選となった新理事を除く、被選挙資格者とする。
- ②（推薦者の決定）推薦により選出される理事および監事は、後述4で選出された新代表理事の推薦により選出する。

4 2で選出された当選理事による合議または選挙によって理事の中から代表理事1名を選定する。代表理事をもって会長とする（定款第19条2）。合議により代表理事が決定しない場合、当選理事の中から自薦・他薦により候補を募り、候補者が複数名の場合は選挙を行う。

第4条（役員を選任）

選挙結果は、社員総会にて掲示をすることで代表理事が報告する。当選者氏名の記載方法は、五十音順とし、得票数および順位の発表は行わない。選挙および推薦で選出された新理事および新監事を、社員総会に候補者として附議する。

第5条（選挙管理委員会）

第3条に規定する選挙を執行するため、理事会は個人正会員または団体正会員の指定代表者と団体内会員より選挙管理委員会の委員3名を指名する。

第6条（補欠選挙）

任期途中において役員に欠員が生じた場合、補充選挙は行わず、代表理事の推薦により欠員を補充する。

附則.

本規程は、令和6年3月25日から施行する。

本規程は、令和5年5月8日から施行する。

- ① 理事選挙のスケジュールは別紙に定める。
- ② 各種問い合わせは、本法人事務局を窓口とする。
- ③ 本要領の改定は、理事会の議決により行う。